

用途ごとの規制（屋内展示場）

1 「屋内展示場」とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進を行う場所をいい、規模の大小に関わらず全て規制の対象となる。

なお、特定の企業等の施設でその企業の製品のみを展示するショールーム、PRセンター等は禁止される場所にはならない。

2 指定場所において禁止される行為

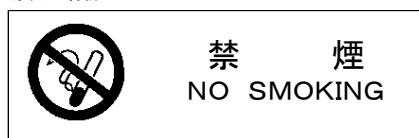
指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
屋内展示場	公衆の出入りする部分		禁止	禁止	禁止

「公衆が利用する部分」とは、展示ブース等の展示を行う部分又は階段、廊下、エレベーター、エスカレーター及び休憩所等の公衆の利用に供する部分となる。

3 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
屋内展示場	禁煙	顧客、入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	

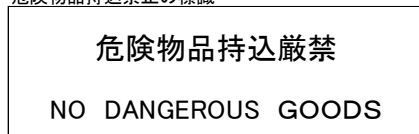
禁煙の標識



裸火使用禁止の標識



危険物品持込禁止の標識



禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込禁止の標識



形状：長方形
短辺：25cm以上
長辺：50cm以上
地：赤
文字：白

(注)
英語表示の追加も可能とする。

4 解除承認の可否

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
屋内展示場	公衆の出入りする部分		否	可	可

(注) 喫煙所での喫煙行為、裸火に該当しない火気使用設備器具の使用及び規制の対象とされない危険物品の持込み行為は、解除承認申請の必要はない。